

改正

平成29年 3 月27日規則第 4 号

令和 2 年 3 月31日規則第 7 号

令和 6 年11月25日規則第77号

令和 8 年 3 月30日規則第24号

岸和田市こども・若者会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市こども・若者会議（以下「こども・若者会議」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 こども・若者会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって充てる。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関して学識経験を有する者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦を受けた者
- (5) 公募した市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 こども・若者会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、こども・若者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 こども・若者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 こども・若者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第7条 こども・若者会議の事務局は、こども家庭応援部こども政策課に置く。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、こども・若者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

附 則（平成29年 3 月27日規則第 4 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和２年３月31日規則第７号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和６年11月25日規則第77号）
この規則は、令和６年12月２日から施行する。

附 則（令和８年３月30日規則第24号）
この規則は、令和８年４月１日から施行する。